

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 9 号
件 名	桃山市営住宅の共益費に関することについて
要 旨	<p>私たちの市営住宅，J棟とK棟は電気と水道を共同で使用し，共益費となっております。共益費部分は，水道を貯水槽から屋上のタンクに圧送する電気料金 住宅の入口にある水道とごみステーションの水道料金 他に階段，廊下の電気料金です。</p> <p>以上の共益費は市営住宅に入居する際，住宅家賃と同様に納めることとなっております。</p> <p>この共益費をJ棟に住むA氏が昨年1カ年間納入しなかったことから料金未納となり，水道局と電力会社から納入がない場合は，水道，電気をとめると言われ，A氏以外の全員が1世帯1,000円ずつお金を出してA氏分を支払ったことが問題となりました。</p> <p>自治会が解散となり，共益費を担当する人がいなくなり，事情を知らない方が新潟市に頼まれて担当になりましたが，ノイローゼになり担当をやめ，今，代理人が担当している状況です。</p> <p>A氏に市からも話をしてもらい，水道局や東北電力からも話をしてもらいましたが，解決しなかったことから，今年4月26日にA氏を含め関係住民と住環境政策課の職員で話し合い，A氏は以前の分は別にして4月分から納めると言っておりました。</p> <p>しかし，その月の4月から毎月請求しても，請求書を突き返し，支払っておりません。</p> <p>したがって，電気料金も水道料金も4月，5月，6月，7月，8月ともA氏分が未納となっております。</p> <p>このまま推移すれば，電気と水道はとめられてしまいます。</p> <p>以上の事情をお酌み取りくださいまして，新潟市が直接A氏に請求し，納入してもらうか，電力会社と水道局に対して，A氏に請求し，領収してもらおうように新潟市のほうでお願いしてください。</p> <p>私たちが水道局と東北電力にお願いしても，両者ともA氏に対して請求はできませんのその1点しか答えがありませんでした。</p>
付 託 年月日 委員会	平成 23 年 9 月 14 日 環境建設常任委員会
受 理	平成 23 年 9 月 6 日 第 2 7 1 号